くらしの中に
総務省

ふるさと住民登録制度モデル事業
検討状況の共有及び
制度運用に係る留意事項（R8.10時点）

令和8年10月26日
総務省 ふるさと住民登録制度推進室

Ⅰ　モデル事業の取組状況

ふるさと住民登録制度モデル事業の概要

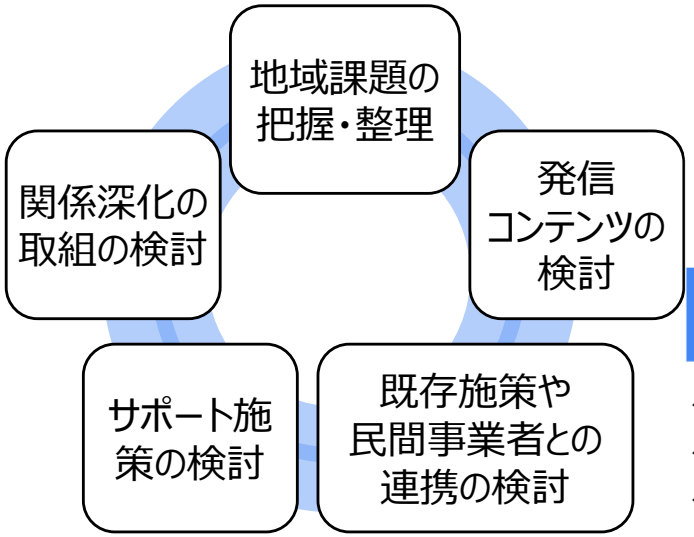
全国自治体の取組の参考となる事例を創出するとともに、**アプリの利便性等の実証**を行うため、**アプリの正式リリースに先立ち**、関係人口施策への取組状況や人口規模等に応じた**モデル事業を実施**

事業イメージ

対象自治体		
	都道府県と市町村の連携モデル	： 7道県
	個別市町村モデル	： 21市町村

人口規模や地域のバランス等にも配慮し、選定

STEP 1 取組内容の検討〈年度前半〉



STEP 2 ふるさと住民アプリで実証〈年度後半〉



自治体

- ✓魅力の発信
- ✓担い手の募集
- ✓サポート施策の実施

ゆかりのある人・関心のある人

- ✓情報の閲覧
- ✓担い手活動へ参加
- ✓サポート施策の享受

STEP 3 効果検証・横展開〈随時〉

- ✓ 取組内容やアプリを活用した事務の流れ等を整理
- ✓ 必要に応じ実証結果をアプリの機能等に反映
- ✓ ガイドラインや全国説明会にて周知を図り、好事例を横展開

（※）事業途中においても進捗状況等を周知。

モデル事業の第１回取りまとめ（7/17）以降の主な取組

1 支援方針に基づく伴走支援（取組内容の具体化）

○ 第１回取りまとめで団体ごとに作成した支援方針に基づき、個別ミーティングの実施や検討シート等の活用により、情報発信・担い手活動等の取組内容を具体化。

2 道県と市町村との連携

○ モデル道県では、管内市町村向けの勉強会等で検討状況等を定期的に共有し、先行市町村とのワークショップや個別相談等で市町村とともに取組を具体化。

3 アプリ・実証事業説明会

○ モニター実証事業の説明会を開催。
○ 試用版アプリの機能や業務の流れ、実証開始に向けて自治体が準備する事項等を説明。

4 モニター実証内容の検討・モニター募集

○ 各自治体において、モニター実証における取組を具体化するとともに、既存のファンクラブ等に呼びかけを行い、実証に協力してもらうモニターを募集。

5 第2回全国説明会

○ 全国の自治体を対象に、第2回全国説明会を開催。
○ 基調講演や、パネルディスカッション、利用申請の概要やシステム開発状況の共有等を実施。

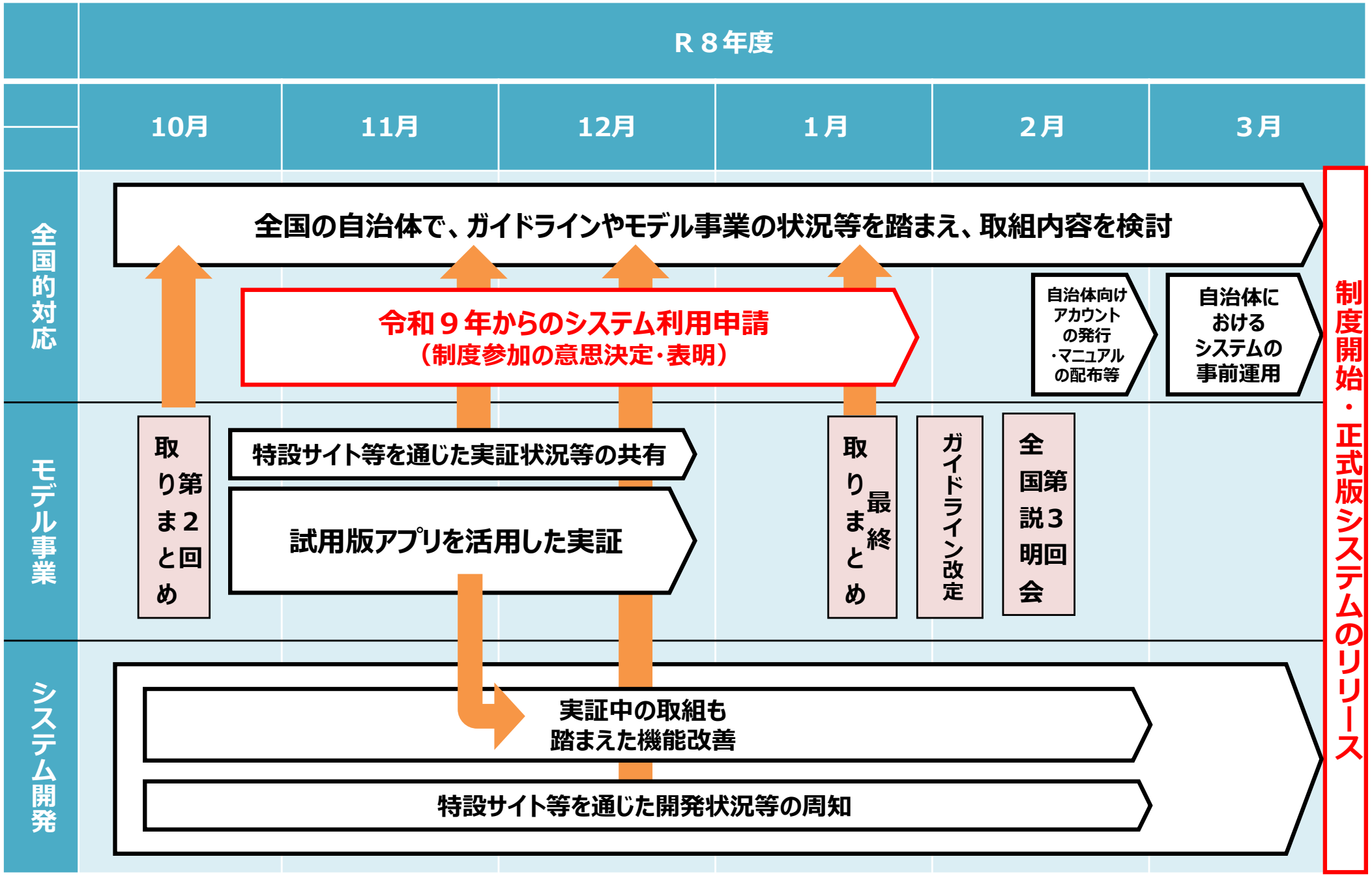
6 特設サイトでの発信

○ 制度の特設サイトを開設し、制度概要を紹介するリーフレットや、モデル事業の進捗状況、FAQ等を掲載し、全国の自治体等に共有。

7 コミュニケーションアプリを活用した伴走支援

○ 引き続き「コミュニケーションアプリ」を活用し、モデル団体からの質問や相談に、総務省・事務局が随時対応。
○ あわせて、制度設計に当たっての意見照会等にも活用。

今後のスケジュール（想定）



試用版アプリを用いたモニター実証事業について

1．概要

○　モデル団体において既存の関係人口等を対象に募集を行い、**約2,500人のモニターを確保**。
○　モニターは、**試用版アプリの利用や担い手活動等への参加を通じて、制度開始後の取組を先行的に体験**。
○　個別市町村モデル（21市町村）に加えて、都道府県と市町村の連携モデル（7道県）の域内市町村も含め、**220自治体が実証に参加**。

2．実施方法

○　モデル団体は、これまで検討してきた情報発信・担い手活動等の取組の一部について、**試用版アプリ上で発信するとともに、実際に担い手活動の受入等を実施**。
○　モニターは、**アプリの使用感、モデル団体の情報発信や担い手活動等に関するアンケートに回答**。
○　アンケート結果等をもとに、**情報発信や担い手活動等のより効果的なあり方を分析し、モデル団体にフィードバックするとともに、全国の自治体にも共有**。
○　アプリの使用感に関する意見については、段階的に**開発中の正式版アプリへの反映を検討**。

3．スケジュール（予定）

○　８月下旬～９月下旬　**モニター募集**
○　10月16日　**実証開始**
○　12月20日　**実証終了**
○　１月下旬　　モデル事業に係る**最終取りまとめ**



Ⅱ　共通的事項

モデル団体の検討状況 ①－1 情報発信

○ 制度導入に係る共通的検討事項について、第１回取りまとめ（7/17）の内容をその後のモデル団体の検討状況等を踏まえ再整理。今後のモニター実証を踏まえて更に精査を予定。

※ モデル団体の検討事例については、**現時点において各団体が検討中のものであり、実施が未決定のものが含まれる**ことに留意。

検討に当たってのポイントとモデル団体の検討事例

◆ 住民、関係人口の当事者等が発信主体となり、地域のリアルな情報を提供

○ 行政が行う広報だけでなく、住民や担い手活動等に参加する関係人口の目線からの発信を行うことで、**地域を訪れた際の様子を具体的にイメージしやすい、手触り感のある情報を届ける**。

〈モデル団体の検討事例〉

- **「まちづクルーDAO」による現場レポート（広島県三原市）**
 DAOの地域メンバーが自らが参加した担い手活動に関する現場レポートを執筆し、アプリ等で発信。
- **「釧路超民」による「釧路超ジモト新聞」（北海道釧路町）**
 関係人口（釧路超民）自身が特派員・編集長となり、地元の取材から「釧路超ジモト新聞」の編集までを主体的に担当（担い手活動としても指定）。

モデル団体の検討状況 ①－２ 情報発信

◆ ターゲットの地元への愛着が高まるタイミングでベーシック登録等に誘導

○ **若者をターゲットに、高校卒業や進学・就職等の人生の節目など、地元とのつながりを意識しやすいタイミング**でアプリ登録等を案内する。

〈モデル団体の検討事例〉

・高校卒業時のアプリ登録（長崎県佐世保市）

高校卒業時の進学・就職等で地元を離れる前に、学校と連携し探究学習授業等を通じてアプリ登録を案内し、転出後も地域とのつながりを維持する。

・「ふるさと小包」へのアプリ案内同封（愛媛県宇和島市）

地元の特産品を小包で市外の学生等へ送る事業を活用し、アプリ案内を同封して帰省時の担い手活動参加へ繋げる。

◆ 地域の「いつもの日常」もコンテンツとすることで継続的に情報発信

○ イベントや観光等の情報に加え、**地域の日常や親しみやすい話題等を発信し、地域をより身近に感じてもらう。**

〈モデル団体の検討事例〉

・「今日のMine秋吉台ジオパーク」の定点撮影（山口県美祢市）

「今日の秋吉台」として決まった風景を毎日定点撮影・投稿。

・「瀬戸川のコイ1000日毎日投稿」「飛騨弁講座」「今日の飛騨」等の日常のニュース（岐阜県飛騨市）

親しみやすい日常の投稿やユニークな検証等を通じて、気軽に地域と関わってもらうきっかけをつくる。

モデル団体の検討状況　②－１　担い手活動

検討に当たってのポイントとモデル団体の検討事例

◆　活動が持つ魅力や価値を掘り下げて企画

○　活動の背景等を含めて、参加した**関係人口が魅力や価値を感じる部分はどこなのかを改めて整理**した上で、活動について、**単なる作業ではない意味や価値を明確化する**。

○　例えば、「作業」「手伝い」を「伝統・絶滅危惧種・歴史的な景観等を守る」「プロ（職人・農家等）から直接技術を教わることができる機会」として提示。

〈モデル団体の検討事例〉

・秋吉台の草原の保全と活用（山口県美祢市）

草原の草刈等を 、「リジェネラティブツーリズム(再生型観光)」のカタチで、日本最大級のカルスト台地の体験機会として提示。

・農家から学べる農作業（愛知県豊橋市）

地域との交流イベント（先輩就農者との交流会等）も併せて実施しつつ、農家に技術を学ぶ機会として提示。

・グリーンウッドワーク体験（岡山県真庭市）

間伐で発生する生木を日常道具に変える保全活動について、里山の持続可能な管理技術を体感・学習する機会として提示。

モデル団体の検討状況　②－２　担い手活動

◆　既存のイベント等の活用や段階的な参加プロセス等により、参加のハードルを下げた活動も用意

○　**既に集客が行われているイベントやお祭り等について**、運営側の業務のうち、**参加しやすい業務を切り出して、手軽な参加機会として提供**。

○　活動当日だけでなく、**事前の体験や学習の機会も提供して、段階的な担い手活動への参加を可能とする**。

〈モデル団体の検討事例〉

・阿波おどり 運営ボランティア（徳島県鳴門市）

誰でもやりやすい周辺業務（交通整理・ゴミステーション管理等）として運営側に参加。

・産地の勧業博覧会ツギノテ　運営サポート（富山県高岡市）

当日の活動だけでなく、事前に、企画に係るMTGへの参加、講座「ゼロ門」や工房訪問等の機会も提供。

◆　地域の日常への受入れやオーナー制度等により、一度の来訪で終わらない継続的な関係を醸成

○　**地域・住民が普段行っている作業・活動をそのまま開放**し、お客さまではなく地域の仲間として受け入れる。

○　**オーナー制度や年間スケジュールに沿った継続的な通いを仕組み化**して、継続的な訪問を促進する。

〈モデル団体の検討事例〉

・獣害防止対策 柿とり＆干し柿づくりボランティア（山梨県小菅村）

放置柿の収穫という日常の困りごとを飾らない干し柿づくり体験として企画し、課題解決の仲間として受け入れる。

・大根プロジェクト（兵庫県豊岡市）

農作業のスケジュールに合わせて「①種まき→②間引き→③収穫」を年3回の継続通いとして仕組み化。

モデル団体の検討状況 ②－３ 担い手活動

◆ 募集に当たっては、「自分ごと化」が促進されるように発信

○ 実在の人物の困りごとであることがイメージできる発信、「誰でも」ではなくターゲットを明確にした募集（○○な人等）など、**募集の受け手が自分が求められていると感じられるように発信**。

〈モデル団体の検討事例〉

- **「人手求む！限界集落で挑むお茶農家なっちゃんの挑戦！！」（和歌山県）**
 単なる農作業補助ではなく「なっちゃん」個人を主語にして、挑戦への共感を醸成。
- **焼津市まちかどリポーター（静岡県焼津市）**
 ターゲットを 「写真撮影が趣味の人」と明確にし、個人のスキルを広報活動へ直接還元できる旨を訴求。

（参考）モデル団体において検討中の担い手活動の具体例（アイディア段階のものも含む）

農林水産業の作業、イベント・祭りの企画運営、自治会等の地域活動等のほか、以下のような特色ある活動が検討されている。

✓**文化財の茅葺き屋根修復に必要なススキの刈り取り** ✓伝統芸能のお茶子 ✓**田んぼ等での生物調査**
✓ローカル線の利用促進のための**駅マルシェの開催** ✓コミュニティカレッジの講師 ✓初参加の関係人口向けのガイド
✓クルーズ船来航時のおもてなし活動 ✓**道路等のインフラの異常箇所確認** ✓郷土資料のデジタルアーカイブ化
✓ダイバーによる海底清掃 ✓**防災キャンプ、地域防災訓練の運営補助** ✓**道の駅の運営スタッフ（スポットワーク）**

【第１回取りまとめ（7/17）記載分】

✓**お城のすす払い** ✓**温泉掃除（掃除後に一番風呂に入れる）** ✓スポーツ選手等と協働する清掃活動
✓トキの保全を目的とした環境整備活動（草刈り） ✓**トレッキング・ハイキングコースのゴミ拾い** ✓観光名所の鯉の引越し
✓自治会のお月見会のためのわら縛りの手伝い ✓雪中酒の掘り出し・出荷
✓コミュニティセンターの運営補助（食堂の配膳・仕込み、イベント運営、学童の見守り） ✓地域の魅力を伝える小冊子等の作成
✓**高校生の探究活動のアドバイザー・メンター** ✓中山間エリアの子供会開催の手伝い

モデル団体の検討状況　③－1　サポート施策

※　**サポート施策の検討に当たっての基本的考え方**
○　遠方から地域に貢献する関係人口が負担している時間・費用・労力に報いるため、担い手活動の円滑化や歓迎の意を示す等の観点から、その負担の一部を補うという趣旨を全自治体で共有し、地域間での過度な競争を抑制していくことが重要である。

検討に当たってのポイントとモデル団体の検討事例

◆　１回の訪問・活動を点で支えるだけでなく、地域での継続的な活動・生活を面的に支える

○　生活を支える**公共サービスや、災害時の避難受入**等について住民と同等に取り扱い、**帰属意識・安心感を育む**。

○　**地域で活動・生活する中で生じる様々な接点で支援し**、滞在を通してメリットを受けられるようにする。

〈モデル団体の検討事例〉

・生活インフラ情報の提供、自治会への加入、災害時の避難所受入（香川県琴平町）
ごみ出し等に関する生活情報の提供、住民のみ加入可能な自治会への参加、被災時に避難所へ受け入れ。

・滞在中の幅広い接点を網羅したサポート施策（山梨県小菅村）
「小菅の湯」入浴割引、宿泊施設「かどや」割引・カフェコーヒー券、道の駅ソフトクリーム引換券、ボランティアお礼のクラフトビール等。

◆　特別な体験やステータス等を提供し、地域への愛着を育む

○　金銭的割引だけではなく、**特別な体験への参加や、名誉や感謝の意を見える化した特典を提供**。

〈モデル団体の検討事例〉

・鳴門の裏側ツアー（徳島県鳴門市）
通常は立ち入れることができない施設等のバックヤードツアーを提供。

・オリジナル箸「ふるさと住民心のかけはし」進呈（北海道鷹栖町）
地域とつながり続ける象徴として、オリジナル木製箸を進呈。

モデル団体の検討状況　③－２　サポート施策

（参考）モデル団体において検討中のサポート施策の具体例（アイディア段階のものも含む）

✓観光名所の未公開エリアの公開　✓**レンタルサイクルの無料利用**　✓移住体験住宅等の優先利用

✓コミュニティバス・デマンド乗合交通の利用　✓**図書館での図書貸し出し**

✓地域の**スポーツや伝統イベント等の観戦チケット**　✓プレミアム登録者限定のふるさと納税返礼品

※**地元企業等の自主的な協力によるサポート施策の提供例**
地域の商店・飲食店での割引等の特典付与、商品化前のサービスの先行体験、人気観光コンテンツの優先予約、
担い手活動の実績に応じたポイント付与によるバス利用や宿泊優待

【第１回取りまとめ（7/17）記載分】

✓**地元住民しか担げない「神輿担ぎ」への特別参加**　✓1日課長体験　✓美術館やボートレース場等の**バックヤードツアー**

✓お祭りにおける関係者しか着られない衣装の着付けやメイク体験

✓**首長からの感謝の便り**　✓農作物・特産品のおすそわけ　✓NFTによる活動証明書　✓**名刺の発行**

✓現地での交流会（担い手活動後の懇親会、DAOメンバーのオフ会等）の開催費用を補助　✓**コミュニティイベントへの招待**

✓移住希望者向けの滞在費等への助成の適用　✓住民向けの地域通貨の付与

✓**住民向けの助成（「温泉・スポーツジム」「はり・きゅう」「タクシー」「路線バス」等）**の適用

✓民間や行政の空き施設を担い手期間中の滞在場所として提供　✓コワーキングスペース、会議室等の無料利用

✓住民と同様にゴミ出し可能　✓担い手活動時の一時保育　✓**被災時の避難の優先的受け入れ**

✓**交通事業者と連携した交通費負担軽減**　✓交通費・宿泊費の助成

モデル団体の検討状況 ④ ふるさと住民コーディネーター

ふるさと住民コーディネーターの役割・設置方法の例

◆ 担い手活動の企画や、実際の活動の運用等

○ **地域おこし協力隊のOB・OG**の採用や、地域活動やイベント等の**実績や地域とのネットワーク等を有する地域の民間事業者**への委託等により担い手活動の企画・運用を中心的に行う人材を配置。

◆ アプリ内の情報発信や、アプリへの登録導線としての広報等

○ 観光協会等の**地域の情報を発信している団体等**への委託等や、**情報発信に係る専門的知見を有する副業人材**（地域活性化企業人等）の採用等により効果的・継続的な情報発信を行う体制を整備。

◆ システムへの入力等の事務や、ふるさと住民・関係団体からの相談対応等

○ 会計年度任用職員の採用や、従前より移住等**ふるさと住民登録制度の関連事業の事務局を担っている地域の民間事業者**等への委託等により職員の事務負担を軽減。

※ 上記のようなふるさと住民コーディネーターの役割（企画・運用、情報発信、事務等）について、それぞれの分野に強みを持つ団体・人材で分担する形で設置することも可能。

※ 人材等の選任に当たっては、集落支援員、地域おこし協力隊、地域活性化起業人等の経験者等を検討する例もある。

モデル団体の検討状況　⑤－１　道県の市町村支援

道県による市町村支援に係るモデル団体の検討事例

◆　広域的な広報により、市町村への登録・来訪を促進

○　広域的な広報による市町村への登録・来訪については、全モデル道県において実施を検討しており、その取組のポイントを整理すると以下のとおり。

〈ステップ１　道県のベーシック登録の案内〉

移住、観光、ふるさと納税など、道県が既に有している関係人口との接点・発信力を活用し、ＨＰやSNSでの情報発信、観光パンフレットやイベントチラシへのふるさと住民アプリの二次元コードの掲載、道県主催イベントや連携企業と連携した広報などを通じて、まずは道県へのベーシック登録を案内する

〈ステップ２　道県のベーシック登録者に対し、域内市町村への登録・来訪を促進〉

市町村のイベント情報や、ふるさと住民アプリ内で発信している情報について、道県も同アプリ内で発信することにより、道県のベーシック登録者へ市町村の情報を届ける。これにより、市町村への登録や来訪を促進する。

※　市町村の情報をふるさと住民アプリでの発信に加え、既存の関係人口施策に係るイベントやSNSなどを活用して発信する例もある。

モデル団体の検討状況　⑤－２　道県の市町村支援

◆　県でふるさと住民コーディネーターを配置

○　**担い手活動等に係る市町村への伴走支援**（鳥取県、宮城県）や、市町村単独では実施が難しい**広域広報を担う専門人材を設置**し、県外に向けた広報を実施（富山県）。

◆　県の関係人口プラットフォーム等を活用した市町村と連携した担い手活動の実施

○　県のワーキングホリデー事業における活動（長野県）や、県内の地域づくり団体等が県の関係人口プラットフォームを活用して実施する活動（鳥取県・高知県）を、**県が担い手活動として指定**。当該活動の**実施場所となる市町村は、プレミアム登録の要件である担い手活動１回分としてカウントすることも可能**。

◆　制度導入に係るノウハウ等の横展開

○　市町村を対象とした勉強会において、検討状況を共有するとともに課題について意見交換を行い、その内容を踏まえて**県が一定の運用基準を策定**（和歌山県）。　※市町村への検討状況等の横展開については全モデル道県において実施中。

◆　市町村の担い手活動等への参加を促進するサポート施策の提供

○　空港、鉄道、高速バス等の交通費補助（和歌山県、鳥取県、高知県）、地域デジタル通貨（富山県）や施設利用等に係る割引等の特典（長野県、富山県）の付与等。

Ⅲ　個別的事項

高校生・大学生等の若年層をターゲットとした取組

進学・就職等により転出した若年層や、都市部の大学生等をターゲットとして取り組むことにより、地域における「若年層の転出による担い手不足」という多くの地域が抱える課題への対応を目指すことが可能。

取組のポイント	具体的な検討事例
情報発信 **アプリ登録促進による関係の継続** 従前は転出後に情報等を届けることが困難であったところ、ふるさと住民アプリを接点に関係の継続等を図る。	● **高校在学中に探究学習の授業等**でアプリ登録を促進（長崎県佐世保市） ● **市外の学生等に送付するふるさと小包へアプリ登録の案内**同封（愛媛県宇和島市）
担い手活動 **知識・経験を活かす場、学びの実践の場を提供** 若者が自らの知識や経験を活かせる活動や、大学等と連携して研究等の実践の場として提供することにより、若者が成長・自己実現等を通して、地域への愛着・共感を育む機会とする。	● 転出した大学生等が高校の**探究学習においてメンター等**となり、自身の知識や経験を還元（長崎県佐世保市） ● 出身者が創業者である玉川大学と連携し、**学生に年数回のフィールドワークとしての場・機会を提供**するとともに、**来訪時に清掃活動や小中学生の学習を支援**（鹿児島県南さつま市） ● 福島大学と連携し、学生が**伝統芸能の保存・継承活動**として、佐須虎捕太鼓の村民との現地演奏や当日運営、広報等に参加（福島県飯舘村）
サポート施策 **若者を対象に経済的負担を軽減** すべてのプレミアム登録者ではなく、地域を訪れるための交通費等が特に負担となりやすい若年層等を対象にサポート施策を提供する。	● **担い手活動のうち「公設塾mineto」等の探究型学習支援に参加するプレミアム登録者（大学生等）**に片道航空券代相当のマイルをJALと連携し支援（山口県美祢市） ● **市外の大学に通う大学生（住民票が市内にある者も含む）を対象に**、担い手活動に参加する場合、市内店舗等で使える市の**地域ポイントを付与**（愛媛県宇和島市）
実施体制 **大学等との連携・コーディネーターの活用** 大学や中間支援組織等との連携や若者自身の運営体制への参画等により、継続的な若者の受入体制を整備。	● **転出した大学生も参画する中間支援組織に、**卒業生と高校をつなぐ調整や担い手活動のマッチングを担う**ふるさと住民コーディネーターを設置**（長崎県佐世保市） ● **慶應義塾大学や旭川市立大学と連携**し、学生等の活動拠点「あったかす研究所」を設置。事務局に**学生自身をふるさと住民コーディネーターとして配置**（北海道鷹栖町） ● **これまで個別に学生を受け入れてきた学生団体やNPO等が「関係人口コンソーシアム」を設立**し、受入団体間の連携を促進（岩手県陸前高田市）

民間事業者との連携①

❶ 担い手マッチングプラットフォームとの連携（担い手活動関連）

連携のポイント

○ **民間事業者が提供する担い手マッチングプラットフォームと連携**することにより、**担い手活動の企画・運営に係る自治体の負担軽減**や当該マッチングプラットフォームの既存ユーザーへの募集が可能。
○ 民間事業者にとっては、既存ユーザーに新たな地方との接点を提供するとともに、プラットフォームの地方への浸透等が期待できる。
※ **有償の担い手活動等を募集する際の留意点については、「有償活動の担い手活動への指定について」（P24)を参照**。

具体的な検討事例

- **徳島県鳴門市 × 株式会社おてつたび**：おてつたびとの連携協定に基づき、**「お手伝い＋無料の宿泊場所＋地元の人との交流」等をパッケージ化**し、地域の特産品であるらっきょ・なると金時の収穫等を担い手活動として、おてつたびのプラットフォーム上で募集。
- **長野県飯綱町 × 株式会社タイミー**：タイミーとの連携協定に基づき、**町の基幹産業である農業の担い手不足について、スキマバイトの仕組みを活用**。町があらかじめ認定した農家が農作業等を担い手活動としてタイミーのプラットフォーム上で募集。

❷ 交通事業者との連携（サポート施策関連）

連携のポイント

○ 交通事業者のポイント等の仕組みと連携することにより、**自治体の事務負担や財政負担等を軽減**した形でサポート施策を提供。
○ 交通事業者にとっては、新たな移動需要の喚起が期待できる。

具体的な検討事例

- **長崎県佐世保市 × ANA**：ANAの「BLUE SKY LIFE」と連携し、**市が指定する特定の担い手活動の参加者に対して、航空券代の半額に相当するANA SKYコインを付与**。
- **山口県美祢市 × JAL**：公設塾とRMOの担い手活動に参加する**プレミアム登録者に片道分の航空券代相当のマイルを付与**。

民間事業者との連携②

❸ 民間事業者の自主的な協力によるサポート施策の提供

連携のポイント

○ **地元事業者等に協力を依頼し**、制度の推進に積極的に取り組んでいただける事業者と連携することで、**公費による負担を伴わず、当該事業者の自主的な経費負担により**、地域への貢献等に対する感謝や歓迎の意を伝えるサポート施策を提供。

具体的な検討事例

- **山梨県小菅村**：地元事業者の協力により、**「小菅の湯」入浴割引、道の駅のソフトクリーム引換券、ボランティアお礼のクラフトビール等を提供**。
- **香川県琴平町**：地元の交通事業者の協力により、公費を使わず民間の遊休資産を活用。担い手活動によって付与される**琴デジポイントで、閑散期の高速バスの空席が利用可能**。
- **北海道上士幌町**：地元事業者の協力により、**道の駅来館者を対象として、アンケートに回答した方へピンバッジを提供**。
- **北海道釧路町**：地元事業者の協力により、釧路超キャンペーン登録店において、**それぞれの店舗等が行う独自の特典を付与**。
- **宮城県石巻市**：地元事業者の協力により、**レンタルサイクルについて500円割引（1日利用の場合）で提供**。

既存の関係人口施策との連携

❶ ふるさと住民登録制度と連携した関係深化の取組

〈実現したいこと〉

○ ファンクラブや担い手マッチング事業等の**既存の関係人口施策における利用者データをふるさと住民登録システムに集約**し、一元的に管理することで、**ふるさと住民登録システムの分析機能等を活用した利用者動向の把握やデータ分析**を行い、関係人口との関係深化に向けた施策の企画・立案に活用したい。

〈具体的な連携手法〉

○ 既存施策の利用者情報とふるさと住民登録システムの住民データを、CSV形式でメールアドレス等の共通キーを用いて照合・紐付け。
○ **既存施策における活動実績等のデータを、CSV形式の一括登録機能を用いてふるさと住民登録システムへ取り込み**。

〈実現したいこと〉

○ 既存の関係人口施策のHP、SNS、アプリ等において、**ふるさと住民登録システム上の「プレミアム登録」の有無や「活動回数」等の利用者のステータスに応じた情報配信や地域通貨・ポイント等の付与**を実施することで、利用者との継続的な関係構築及び関係深化を図りたい。

〈具体的な連携手法〉

○ **ふるさと住民登録システムとのAPI連携により利用者IDを相互に連携・紐付け**。
○ ふるさと住民登録システム上で管理されるプレミアム登録状況や活動実績等のステータス情報を既存の関係人口施策側で活用。

❷ ふるさと住民登録制度と連携した裾野拡大の取組

〈実現したいこと〉

○ 既存の関係人口施策に関する情報をふるさと住民アプリ上で全国の利用者に向けて発信し、**既存施策への誘導を促進することで、新たな関係人口の獲得及び関係人口の裾野拡大を図りたい**。

〈具体的な連携手法〉

○ 既存の関係人口施策のHP等に掲載している記事・イベント情報について、**AI入力補助機能を活用してふるさと住民アプリ向けコンテンツを作成し、アプリ上で効率的に配信**。
○ ふるさと住民アプリ上の配信情報に、**既存の関係人口施策のHPや申込ページ等への外部リンクを設定**し、利用者の流入を促進。

Ⅳ　モデル事業等を踏まえた制度運用に係る留意事項

プレミアム登録要件の対象となる担い手活動について

○ ガイドラインで示す「担い手活動の要件」（①・②）について、**プレミアム登録者の趣旨（住所地以外の地域で継続的に担い手活動を行う住民に準ずる者）を踏まえ**、モデル団体との意見交換等も考慮し、以下のとおり、**詳細な考え方等を整理**。

○ **今後、モデル事業の進捗等を踏まえ更に精査し、ガイドラインへ反映予定**。

【①人口減少等を背景とした担い手不足への対応であること】

・ 市区町村全域で人口が減少している場合に限らず、**特定の地域・分野における人口減少・高齢化等も含む**

【②活動の内容や活動時間等に鑑み、公共性や地域への貢献が十分に認められるものであること】

○ 公共的観点から当面の存続や継続的な取組が必要なものであること

・ 民間の事業等も対象となり得る（地域に不可欠な商店や地域を支える基幹産業等）

○ **活動内容を踏まえ、地域貢献と社会通念上認められる相当程度の時間従事**すること

・ 単純労働等については、原則として、数時間以上活動に従事するものであること

・ 純粋な担い手活動とその後の付加的な活動（コミュニケーション活動等）をあわせて数時間でも対象

【③その他の一般的要件】

○ **交流・体験等を主目的としたイベント等への参加は対象外だが、運営側（企画・運営や担い手がいない役割を担う等）として貢献するものは対象となり得る**

・ 募集上の観点から体験や研修の名目とすることやそうした要素が活動に含まれることは差し支えないが、全体としてみたときに地域への貢献と認められるものであること

○ **登録自治体における現地での活動であること**

○ **有償であっても自治体が特に認める場合は対象**となりうること（**別紙「有償活動の担い手活動への指定について」を参照**）

※いわゆる**「本業」は対象外**。

※**「副業」**については、別紙の留意事項に加え、**高報酬や長期の契約で所属組織（企業等）との雇用関係が強い場合等は、公的制度**（地域活性化起業人（副業型・シニア型）や自治体独自の制度等）**に基づくものに限定**し、公共性の担保を行うこと。

【別紙】有償活動の担い手活動への指定について

【基本的な考え方】

○　有償活動、特に雇用契約に基づいて報酬が支払われる活動は、私的な経済活動としての性質を有する。
　このため、**有償活動を担い手活動として指定する際には、「公共性」及び「地域貢献性」を十分に担保することが重要**。

○　**以下の点に留意した上で、各自治体においては、当該活動が担い手活動の趣旨・考え方に適合するかを慎重に確認し、指定の可否を判断**すること。

【有償活動を担い手活動に指定する際の具体的な留意点】

○　公的支援の対象としての位置付け

・　担い手活動として指定する活動は、**当該自治体が定める総合計画等の施策方針において、担い手の確保について自治体として　支援を行う業界・分野として位置付けられていること**。

・　担い手の確保による効果が受入事業者等の利益にとどまらず、地域活性化など地域全体への波及効果を有するものであること等当該活動を担い手活動に指定する妥当性について自治体として十分な説明責任を果たせるものであること。

○　自治体主導による募集の確保と制度趣旨の明示

・　民間事業者が運営するマッチングサイトへの掲載等、自治体以外の者を介して募集を行う場合は、**自治体の責任の下で募集を実施するものとし、あらかじめ当該事業者と協定等を締結の上、募集内容が担い手活動に適合することを担保**すること。

・　また、民間事業者が運営するマッチングサイト等における**その他の通常の求人等と明確に区別される表記・表現を用い、当該募集がふるさと住民登録制度の趣旨に基づくものであることを明示**すること。

○　制度趣旨への理解と協力体制の確保

・　担い手の受入れを行う事業所等については、**ふるさと住民登録制度の趣旨を十分に理解し、その実現に協力する意思及び体制を有すると自治体が認めるものに限ること**。

・　自治体と受入事業所等との間で協定等を締結し、**担い手活動と併せて担い手と地域との関係深化に資する取組を実施するなど、制度趣旨の実現に協力することをあらかじめ確認**しておくこと。

民間事業者との連携に当たっての留意事項等

1　基本的な考え方

○　ふるさと住民登録制度は、全国の自治体が共通して活用できる基盤となるものであるところ、多様な国民及び地域のニーズに的確に応えるためには、**各自治体が専門的な知見やノウハウを有する民間事業者等と連携しながら、制度を活用した取組を進めることが重要であり、そのことが制度の効果的な運用と普及促進につながる**。

○　また、本制度は、各自治体や民間事業者が実施する既存の関係人口施策等との連携を可能とするため、柔軟かつ間口の広い仕組みとして創設することを目指している。

○　他方、**連携に当たっては、制度の趣旨を損なうことのないよう留意する必要**があるため、必要な留意事項等を以下のとおり整理。

○　**今後、以下の内容をガイドラインに明記するとともに**、ガイドライン違反の不適切な行為が是正されない場合は、**委託元等の自治体の本制度のシステム利用を停止する旨をシステム利用規約に明記する予定**。

2　基本的な留意事項

○　自治体が民間事業者と業務委託等により連携した取組を進めるに当たっては、当該民間事業者の活動が、担い手活動等を通じて域外住民と地域との関わりを深め、**地域の担い手確保や地域の活性化につなげるという本制度の趣旨を損なわないよう十分に留意すること**。

○　**連携する民間事業者については**、当該事業者のこれまでの活動実績、**本制度の趣旨の理解・推進への協力の度合い等を踏まえ**、複数の事業者を比較するなど**慎重に選定すること**。

○　民間事業者に事務委託等を行う場合であっても、**本制度を活用した取組に係る目標設定や計画策定、進捗管理等については、自治体自らが主体的に考え、実施すること**。

○　なお、自治体は、本制度のシステム上の**登録者情報等の民間事業者への提供**に当たっては、**制度の趣旨を損なわないよう取り組む事業者に対して必要な範囲でのみ行うよう留意すること**。

民間事業者との連携に当たっての留意事項等

3　禁止する具体的事項

【ベーシック登録・プレミアム登録共通】

«登録に対する返礼品の提供の禁止»

○　**自治体**とふるさと住民登録制度に関する**契約関係等を有する民間事業者**が、**本制度の登録に対する見返りとして、現地に行かなくても恩恵を受けられる金銭的価値のある物品・サービス（ECサイトにおける割引クーポン、汎用的なポイント等）を提供すること**は、自治体による登録に対する返礼品の提供を禁止する本制度の趣旨を潜脱するものとして、認められない。

○　また、**当該経済的利益が形式上は登録に対する見返りとして位置付けられていない場合であっても**、その内容、提供条件、実施方法その他の事情を総合的に勘案し、**実質的に登録に対する見返りと認められる場合には、同様に認められないことに留意**すること。

（禁止される取組の例）

・　自治体と委託等の契約関係等を有する民間事業者が運営するウェブサイトその他のサービスにおいて、自治体に関する情報発信、当該自治体への登録促進等を行う場合、登録そのものの見返りとして、当該民間事業者のサービス上で、現地に行かなくても恩恵を受けられる汎用的なポイント、ECサイトの割引クーポンその他の経済的利益を提供すること。

　なお、アンケートへの回答その他の付随的な条件が設けられている場合であっても、実質的に登録に対する見返りと評価されるときは同様とする。また、当該経済的利益に係る費用について自治体が負担しているか否かを問わない。

・　自治体と委託等の契約関係等を有する民間事業者が運営するウェブサイトその他のサービスにおいて、自治体に関する情報発信、当該自治体への登録促進等と併せて、ファンクラブその他これに類する会員制度への加入を促進する場合に、当該会員制度への加入とふるさと住民登録制度への登録が実質的に一体のものとして取り扱われ、又は連動して勧誘されていると認められるときに、当該会員制度への加入に対する見返りとして、当該民間事業者のサービス上で、現地に行かなくても恩恵を受けられる汎用的なポイント、ECサイトの割引クーポンその他の経済的利益を提供すること。

　この場合においても、当該経済的利益に係る費用について自治体が負担しているか否かを問わない。

民間事業者との連携に当たっての留意事項等

【ベーシック登録・プレミアム登録共通】

«ふるさと住民登録システム以外での登録の受付禁止»

○ **ふるさと住民登録制度に係る登録の受付は、国が整備するふるさと住民登録システムを通じて自治体が行う場合に限り認められる。**

○ このため、**自治体**が委託等の契約関係を有する民間事業者であっても、**当該事業者が運営するウェブサイトその他のサービスにおいて、ふるさと住民登録制度の登録申請の受付を行うことは認められない。**

○ なお、民間事業者が管理するシステムその他の外部サービスにおいて受け付けた登録情報を、ふるさと住民登録システムへ取り込む機能を実装することは想定していない。

（禁止される取組の例）

・ 自治体と委託等の契約関係を行う民間事業者が、当該自治体の情報や担い手活動等を掲載し検索できるウェブサイト等において、ふるさと住民登録制度に係る登録を受け付けること。

【その他】

○ ベーシック登録者に対象を限定したふるさと納税の返礼品を提供することは、ベーシック登録の性質を踏まえると、ベーシック登録をしたこと自体に対する見返りという側面が強くなるため、差し控えるべきである。

Ｖ外部システムとの連携について

外部システムとふるさと住民登録システムとの連携について

1　機能概要

○　**ふるさと住民登録システム**（以下「本システム」という。）**においては、外部システムとの連携について、以下の機能を実装予定。**

①　CSV連携

担い手活動実績や外部連携システムで管理する情報等の取込み、本システムの掲載情報等の外部システムへの提供をCSVファイルの受け渡しで実現。

②　認証連携（OIDC/OAuth２）

本システムで管理する情報（登録者の情報、ベーシック登録・プレミアム登録先の自治体、活動実績等）を外部システムに対して提供。

2　連携の基本的な進め方

○　本システムの機能のうち上記①については、自治体職員が本システム上で取込みや出力を行うものであり、今後示す予定の本システムの自治体向け利用規約に基づき、必要な範囲で各自治体の判断により行われるもの。

○　他方、**上記②については、本システムと自治体や民間事業者が有する外部システム間において直接通信を行い、情報の連携を行うものであるため、その連携先については、本システムを管理する国において運用方法等について整理**することが必要。

○　自治体の来年度の予算編成等に必要となることを踏まえ、まずは今般、**独自の関係人口施策にこれまで取り組んできた自治体の既存の外部システムとの連携について、今後の進め方を整理。**

○　なお、**その他の民間事業者等の外部システムとの連携については、精査中のため、今後改めてお知らせする予定。**

外部システムとふるさと住民登録システムとの連携について

3　自治体の既存システムとの連携の進め方

① 本システムの詳細設計終了後（本年10月末以降）、以下のとおり本システムとの認証連携に関する事前申請の受付を開始。

【事前申請対象の外部システム】

○ 本システムの**利用申請開始（本年10月末予定）以前から、自治体が独自の関係人口施策に取り組むために活用していた外部システム（自治体が利用しているSaaS等を含む。ただし、連携した情報については当該自治体の取組にのみ活用可能。）**。

【事前申請の方法】

○ **総務省から全国の自治体に対して、11月上旬をめどに認証連携に係る事前申請に関する照会を発出**。

○ **対象の外部システムと本システムとの認証連携を予定する自治体は、総務省に対して認証連携に係る事前申請書を提出**。

事前申請においては、以下の事項の記載を求めることを想定。

- 認証連携を予定する外部システムの概要
- 外部システムを用いたこれまでの関係人口に関する施策の概要
- 予定する認証連携を用いた取組の概要
- 認証連携後、本制度のガイドライン等に違反した取組を行わない旨の誓約　等

② 事前申請後、総務省において、認証連携を行った場合に本制度の趣旨に則った運用が担保されるか申請内容等を確認した上で、本システムの認証連携機能に関する仕様書を提供。当該仕様書をもとに各自治体において改修等の必要な準備を実施。

③ 本システムの利用申請期間終了後（来年１月末予定）、事前申請を行った自治体に対して、本システムとの認証連携に関する規約等を示すとともに、認証連携に関する正式申請の受付を開始。

④ 来年３月を予定している本システムの運用開始以降、随時テスト等を実施し、連携を開始（詳細については正式申請の受付開始時点において提示予定）。

※なお、CSV連携に関する仕様書については、認証連携に係る事前申請の照会と併せて11月上旬をめどに自治体にお示しする予定。